

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
富山県東砺波郡上平村

2 構造改革特別区域の名称
上平村農地保全継続創造特区

3 構造改革特別区域の範囲
上平村全域

4 構造改革特別区域の特性

第1 地域の概況

1 立地条件

上平村は富山県の南西部県境に位置し、南方は岐阜県白川村と、西方は石川県吉野谷村・金沢市と接している。北方及び東方には、平村・城端町・福光町と接しているものの、村の周辺は急峻な山岳に囲まれ、県内で最も隔絶された地域の1つである。

本村が位置する「五箇山」は本村及び平村・利賀村の3村の地域を総称する呼び名である。3村は赤尾谷・上梨谷・下梨谷・小谷・利賀谷の5つの谷間に囲まれた集落からなっており、「五ヶ谷間」を音読して「ごかやま」と呼ぶようになったとされている。

総面積は94.77km²、東西9.2km、南北8.8kmであるものの村内は急峻な山々と深い谷が続いており、15ある集落は村の中心を南北に貫く庄川周辺に点在している。主要幹線である国道156号も南北に貫通しており、平成12年度に東海北陸自動車道五箇山インターチェンジと福光インターチェンジ間、平成14年度に五箇山インターチェンジと白川郷インターチェンジ間が開通した。

初雪は11月下旬、融雪は4月上旬で、積雪は2mを超え、日本有数の豪雪地帯として、かつては秘境と呼ばれるほどであった。しかし、本村は豊富な水資源と自然や歴史・文化に恵まれており、こうした地域資源を有効に活用した交流活動が進められている。

2 人口及び産業経済の動向

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向

本村の人口は、平成12年度(国勢調査)997人・366世帯となっている。昭和25年には約2,500名を超える人口があったにも関わらず、年々減少を続けている。特に、昭和35年から45年にかけて人口が急激に減少している。これは、本村の主要産業であった林業が全国的に衰退した時期に合致しており、上平村の人口推移は地域経済の低迷と同じ状況を示していると言える。現在では減少の傾向は一段落し、本村の人口推移は比較的安定してきている。

人口が減少している一方、世帯数は昭和55年以降増加に転じている。よって、一世帯当たりの構成人員は昭和25年の6.4人から平成7年には2.8人まで減少しており、いわゆる核家族化の傾向が顕著にみられる。

産業別就業者人口(構成比)は第一次産業30人(5.0%)、第二次産業290人(48.2%)、第三次産業282人(46.8%)、総数602人(100.0%)...平成7年度(国勢調査)に対し第一次産業19人(3.2%)、第二次産業277人(46.6%)、第三次産業298人(50.2%)、総数594人(100.0%)...平成12年度(国勢調査)と変化した。第一次産業就業者人口は高齢化も進み減少傾向にあり、ほとんどが兼業形態での経営となっている。また第二次、第三次産業就業者においては村外への流出も一部見られる。

単位：人、世帯、%

	総人口		総世帯数		産業別就業人口				
		うち農 家人口		う ち 農 家	総就業人口	第 1 次	うち農業	第 2 次	第 3 次
平成 2 年	1,068 (100)	660 (61.8)	435 (100)	206 (47.4)	680 (100)	63 (9.3)	35 (5.1)	401 (59.0)	216 (31.8)
平成 7 年	1,016 (100)	648 (63.8)	357 (100)	200 (56.0)	602 (100)	30 (5.0)	25 (4.2)	290 (48.2)	282 (46.8)
平成 1 2 年	997 (100)	604 (60.6)	366 (100)	191 (52.2)	594 (100)	19 (3.2)	15 (2.5)	277 (46.6)	298 (50.2)

(注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 ()内は構成比である。

3 資料：国勢調査、村農業委員会委員選挙人名簿

第 2 地域の振興方向

1 上平村農業の現状

上平村は富山県の南西部県境に位置し、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれた山間農業地域で、へき地農山村、振興山村、特定農山村、過疎、特別豪雪等の地区指定を受けている。

(1) 農家及び生産基盤

村内 15 集落に 226 戸、851 人(平成 15 年 4 月 1 日現在)が住む。総農家数 145 戸のうち 2.5 ha 以上の経営耕地面積を有する販売農家は 1 戸のみであり、全体的に零細経営である。

農用地利用集積率は、財団法人 上平村農業公社(以下、農業公社)への部分作業委託を中心に 57.0% となっている。

耕地は標高 300 ~ 450 m に分布し、圃場整備率は 97.0% と高いが、大半が 20 a 以下の小区画である。

農業従事者の高齢化に伴い、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 農業生産

経営耕地面積 48.4 ha のうち田面積は 40.3 ha であり、平成 14 年度は 32.1 ha に水稻が作付けされた。農業粗生産額は 61 百万円で、うち米が 46 百万円となっている。以上のことから稲作に特化している状況がうかがい知れ、収量及び品質は山間地としては安定して高い方である。

地域の特産物である「赤かぶ」は、なんと農業協同組合(以下、農協)の加工施設を中心に主として加工品として販売され、観光土産等として好評である。知名度は県内にとどまらず広がりを見せている。「赤かぶの里 上平村」のネーミングも定着しており、赤かぶは上平村の顔と言うべき存在にまでなった。栽培面積も安定しており(平成 14 年度 5.1 ha)、近年、赤かぶの漬け物の生産・販売量は、農協や特産品販売施設により順調に推移してきている。また、農家による自発的な直売活動により生売りも年々増加している。

赤かぶの出荷量及び出荷率の動向

単位：t、%

作 目	平成元年～2年			平成7年～8年			平成12年～13年		
	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量	出荷量	出荷率	生産量	出荷量	出荷率
赤 か ぶ	9	1	11.1	41	30	73.2	39	30	76.9

(注) 資料：富山農林水産統計年報

(3) 遊休農地の深刻化

本村は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画の圃場が多い等農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄率も上昇傾向にある。また、農家数も激減しており、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動等集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

平成 13 年度に実施した農家意向アンケート調査によると、今後、経営規模を縮小するであろう離農せざる

るをえないであろうと答えた農家が27戸（全体の18%）、また、5年後の作業従事者について不明・委託としている農家も38戸（全体の25%）あり、将来的に農業について不安を抱えている農家が多い事が分かった。当該特例措置の適用という施策を講じなければ、高齢化の進展とともに今後ますます遊休農地の拡大が深刻化すると推測される。

- 平成7年...農業就業人口に占める65歳以上人口193人、高齢化率28.6%
- 平成12年...農業就業人口に占める65歳以上人口197人、高齢化率31.7%
- （平成12年... 富山県平均高齢化率26.4%）
- 平成7年...耕作放棄地面積641a、耕作放棄率9.1%
- 平成12年...耕作放棄地面積535a、耕作放棄率11.1%
- （平成12年... 富山県平均耕作放棄率2.1%）
- 平成7年...農家数164戸
- 平成12年...農家数145戸

資料：農業センサス

（4）担い手及び生産組織

山間段丘地の狭小な農業立地であるため農業所得は少なく、労働生産性も低い。若年者が少ないため、高齢者及び婦人による農作業の従事割合は非常に高くなっている。

農業公社が大部分の基幹作業を受託しており、とりわけ育苗に関してはほぼ100%を受託している。また、乾燥調製は農協の施設でほぼ100%受託しており、稲作については生産の集約化が図られている。

赤かぶについては、赤かぶ生産部会が中心となり連作障害に強い品種（CR品種 飛騨飛女かぶ）等の研究に取り組んでいる。また、平成14年度より農業公社が播種段階での機械受託作業を実施しており、条件整備、省力化を推進している。

（5）農業公社の設立

前述にも登場したが、平成13年3月に耕作放棄地の発生防止、農業及び農村の振興並びに地域社会の活性化に寄与することを目的に農業公社が設立された。

農業機械は購入に多大なコストがかかり本村の零細個別農家での装備が困難なことから、コスト低減のため農業公社に集約し、機械作業は水稻を中心に農業公社が受託する。また、水管理、草刈り等の中間管理作業についても委託を受けた場合には農業公社が受託する。

5 構造改革特別区域計画の意義

第1 農地法第3条における農地取得下限面積の緩和について

近年の米価の低迷や高齢化による農業労働力の低下に伴い、地域の生産体制は弱体化の傾向にある。そこで、こうした状況を打破するために、農業公社を設立し、現在、農作業受委託の促進や耕作放棄地の発生防止等を通して、農地の保全に努めている。基幹産業である農業生産を維持・発展させることこそが村民の活力を維持することに直結するものであるが、農地法第3条における農地取得下限面積は0.3ha未満の経営規模農家が62.1%（平成12年、農業センサス）を占める地域実情には合わず、農地を取得し農業を始めたい等という意欲を阻害する要因となってきた。また本村は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、圃場1区画の平均面積が約10aであるため、農地の集積が農業経営の効率化に直結しない地域特性を有している。

そこで農地法第3条における農地取得下限面積を10a以上に緩和し、1筆からの農地取得及び新規就農者の初期投資の抑制を促進することにより、意欲ある担い手の農地取得が活発化し、また都市住民の入村による新規就農も生まれ、農業公社との二本柱による村農業の振興と村の活力向上及び村農地の保全を図ることができる。

農家戸数の動向

単位：戸

	総農家数	専兼別内訳			経営耕地規模別内訳						
		専業	第1種兼業	第2種兼業	0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~2.5ha	2.5ha以上
平成2年	173	14	2	157	70	61	36	3	0	2	1
	100.0%	8.1%	1.2%	90.8%	40.5%	35.3%	20.8%	1.7%	0.0%	1.2%	0.6%
平成7年	164	16	2	146	77	44	33	7	1	1	1
	100.0%	9.8%	1.2%	89.0%	47.0%	26.8%	20.1%	4.3%	0.6%	0.6%	0.6%
平成12年	145	3	1	141	90	34	16	3	0	1	1
	100.0%	2.1%	0.7%	97.2%	62.1%	23.4%	11.0%	2.1%	0.0%	0.7%	0.7%

（注） 資料：農業センサス

6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置の導入を通じて、意欲ある担い手の農地取得の活発化、また都市住民の入村による新規就農の創出を図り、農業公社との二本柱による村農業の振興と村の活力向上及び村農地の保全を目標とする。

(1) 新たな担い手の確保による農地保全と農業振興

意欲ある担い手の農地取得の活発化、また都市住民の入村による新規就農の創出を図ることにより、農業経営の新たな担い手の確保を促進し、高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を持つ農地の保全と美しい農村景観の維持、また新しい農業経営感覚の普及啓発の推進を目的とする。

(2) 新規就農による新規定住の促進

農地取得に係る下限面積要件の緩和による新規就農を促進することにより、過疎化に悩む地域の新規定住を創出し、地域活動やコミュニティ活動の維持・発展を図る。

なお、「新規就農」及び「いきがい就農」に対しては、農業公社、村農業委員会等による栽培技術指導、優良農地斡旋を実施し、円滑な就農条件整備に努める。

(3) 農地保全の徹底

本村は、地理・地形及び気象条件の観点からみると農業に不利な条件下にあると言える。しかし、中山間地域にある村としては、基幹産業である農業生産を維持・発展させることこそが村民の活力を維持することに直結するものである。

このため、本村における農業は稲作を中心とした営農形態の下で圃場整備を行い、機械化・施設整備等農業の近代化を進め、稲作における効率的な生産体制は、ほぼ整備されてきたところである。

しかし、近年、米価の低迷や高齢化による農業労働力の低下に伴い、地域の生産体制は弱体化の傾向にあり、今後、耕作放棄地の増大が懸念される等大きな課題を抱えている。

そこで、こうした状況を打破するために、農業公社を設立し、農作業受委託の促進や耕作放棄地の発生防止等を推し進めることにより、かけがえのない農地の保全に向け邁進している。

今後も農業公社が村農業の振興と村の活力向上及び村農地の保全に向けて核となり牽引していくことを大前提としながら、規制の特例措置の導入を通じて、意欲ある担い手の農地取得の活発化、また都市住民の入村による新規就農の創出を図り、農業公社との二本柱による村農業の振興と村の活力向上及び村農地の保全を目標とする。

(4) 持続的な景観保全の確立

本村には、世界遺産「菅沼合掌造り集落」をはじめ、様々な観光資源が存在する。年間を通して観光客が訪れ、観光産業が村産業の中核とも言える。ゆえに、農地の荒廃による景観破壊は、「五箇山」イメージの失墜につながる。そこで、当該規制の特例措置の適用を通じて、意欲ある担い手の農地取得、農地保全意識の高まりを促し、さらには、持続的な景観保全の確立を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村において、今回実施可能となる新たな特例措置及び既存の補助事業等を総合的に活用し、関係機関・組織が一体となった取り組みを展開することで前述の目的を実現し、次のような経済的社会的効果を発揮することができる。

(1) 耕作放棄地の解消

これまで、農業公社の設立により、耕作放棄地の減少・発生防止を図ってきたところである。しかし、農家数の減少、高齢化率の上昇が著しく進んでいる現状を踏まえると、さらに効果的な施策の展開が必要である。そこで、今回の構造改革特別区域計画の実施により、意欲ある担い手の農地取得を活発化し、持続的生産が可能となるよう耕作放棄地の減少・発生防止を図る。それにより、当初10a、平成22年度（目標年度）には、現在、農振農用地内に約2.2ha存在する耕作放棄地のうち50a規模の解消が見込まれる。耕作放棄地の50a規模の解消は、1筆（10a以上）からの農地取得及び新規就農者の初期投資の抑制を促進することにより、特例措置による許可を受ける者の人数を5名確保するという見込みから試算されるが、その者を新たな地域農業の担い手として位置付けることで将来的な規模拡大、そして、さらなる耕作放棄地の減少・発生防止につながるものと期待される。また、耕作放棄地の解消は、農地の多面的機能と農村風景の維持保全につながり、この取り組みにより農業者の意識改革が進み、地域特産物等の作付け拡大や生産意欲の向上に結び付くものと考えられる。

(2) 農業就業者育成・確保の推進

特例措置によって1筆からの農地取得及び新規就農者の初期投資の抑制を促進することが可能になることから、意欲ある担い手の農地取得の活発化、また都市住民の入村による新規就農の創出を図り、平成22年度（目標年度）には5人の新規就農者確保を見込んでいる。これに関連して、定住化を促進することにより人口の確保と集落機能の維持向上が図られる等、社会的効果にも波及するものと思われる。

新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新規就農者	新規就農者			新規青年就農者(A+B)
		新規学卒就農者(A)	離職就農者	39歳以下(B)	
13～14年	↓	-	2	1	1
15～17年見通し					
18～22年見通し		5			

(注) 資料：マスタープラン、見通しについては現状推移からみた推計値

【参考】農業就業者育成・確保施設の状況

農作業体験施設	就農支援施設	情報通信施設	福祉施設	医療施設	住宅	その他
ふれあいハウス (平成13年度整備) 【整備趣旨】 豊かな地域資源を生かした各種農林業体験の提供を通じ、都市住民との交流促進や就業機会の確保による農家所得の向上を図るため既存施設連携の下、長期滞在型の交流促進施設を整備し山村の活性化を図る。	かあぶ (平成13年度整備) 【整備趣旨】 村民が気軽に集える場所を確保するため無料休憩所を建設し、村民の憩いの場・交流の場としてさらなる活動の促進を図る。				村営住宅 【整備趣旨】 村民人口の増加、地域コミュニティの継続拡大を図る。	

(3) 観光産業の進展

意欲ある担い手の農地取得、農地保全意識が高まり、景観保全の確実な継続を通して、観光立村の地位が永続的なものとなる。リピーターの安定的な創出につながり、地域経済が活性化する。

(4) 地域特産物(赤かぶ)の生産振興

本村の特産物である赤かぶは、一足早くやってくる晩秋の寒さと昼夜の寒暖の差により生み出される。生で食べると柔らかい食感と自然の甘みが口の中に広がる。平地で栽培すると紫色のかぶにしかならず、鮮やかな赤色と独特の甘みは、村をつつむ広大な自然と気候環境の贈り物といえる。このように恵まれた生産環境が整っていることに感謝し、今後も赤かぶを村農業の中核として位置付け、生産の振興を図っていかなくてはならない。今回の構造改革特別区域計画の実施により、1筆からの農地取得及び新規就農者の初期投資の抑制、また、生産意欲の向上が期待でき、それが地域特産物である赤かぶの生産振興に結びつくものと見込まれる。平成22年度(目標年度)には特例措置による許可を受ける者の人数(見込み)を5名確保し、特例措置適用者が各々10a赤かぶを生産した場合の試算では、作付面積においては50a、販売金額においては約1,100千円の増加が期待でき、大きな経済的社会的効果をもたらすものと考えられる。

8 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 事業計画

事業の種類	事業概要	備考
<p>【経営体育成対策】 経営改善支援活動事業</p> <p>生産振興総合対策事業費補助金 耕畜連携・資源循環総合対策事業 うち総合コントラクター育成対策事業</p>	<p>・基本構想の具体化に向けたアクションプログラムの作成</p> <p>・経営改善支援センターによる認定農業者等への経営相談、研修等の開催支援</p> <p>・農業公社が事業実施主体となり、耕種農家のニーズに即した受託作業を展開するための農作業委託希望調査（農業実態調査）を実施する。それに伴い農作業請負計画の作成と作業の調整を行う等。</p>	
<p>【農地流動化対策】 農地流動化地域総合推進事業 農地保有合理化事業</p>	<p>・農地流動化目標の達成に向けた活動の促進</p> <p>・活動主体...上平村農業委員会等</p> <p>・出し手の農地を農地保有合理化法人（農業公社）が中間保有し、受け手となる意欲ある担い手への売り渡し、及び貸し付けを行う。</p>	
<p>【農地保全対策】 中山間地域等直接支払交付金事業</p>	<p>・平成12年度より始まった中山間地域等直接支払制度の活用により耕作放棄地の発生防止及び減少を図ろうと考えたとき、それぞれの集落で対応するよりも村全体の問題としてとらえた方がよいという気運が高まった。また、村民の農地保全への意識も高まり、農業公社の設立にたどりついた。交付金は共同取組として農業公社の機械購入等活動費に全額充てられている。</p>	
<p>【土づくり事業】 堆肥舎整備事業</p>	<p>・土壌は農業生産の基礎であり、健全な土づくりを推進していくことは、農業生産の安定を図るとともに、高品質で美味しく安全・安心な農産物を供給する上で極めて重要である。</p> <p>こうした状況の中、近年の高温傾向等が地力の消耗及び農産物の品質低下をもたらす一因となっている。</p> <p>そこで健全な土づくり、地力の向上による安全・安心な農産物の高品質化を目的に堆肥の継続投入を実施する。本村においては畜産農家が存在せず、堆肥中枢原料は皆無であると言える。そのため、他からの持ち込みに依存せざるをえなくなるが、BSE問題等畜産農家を取り巻く環境は必ずしも安泰であるとは言えない。このようなことから、堆肥の必要な時期に必要な量を確保し、散布希望農家の要望に応えるべく堆肥舎の整備を行う（平成15年度）。</p>	
<p>地力増強事業</p>	<p>・「赤かぶ」は本村の特産作物及び重点作物</p>	

<p>【定住対策】 村営住宅整備事業</p>	<p>として位置づけられており、「村の顔」と言うべき存在にまで成長した。野菜・山菜処理加工施設における「赤かぶ漬け」等加工特産物の生産・販売量は、農協や特産品販売施設の持つ販売経路の機能によって順調に推移しており、農家の自発的な生産直売活動による販売量も年々増加する傾向にある。山村特有の地理的・地形的不利条件は存在するが、恵まれた気象条件である寒暖の差の大きさが、鮮やかな赤色のかぶらを生み出し、県内外からも高い評価を得ている。しかし、近年、連作障害、畑の老朽化、根こぶ病等により多大な影響を被っている。そこで、赤かぶ栽培農地の地力を向上させ、赤かぶの増収及び品質向上につなげることを目的として、厩肥の施用について村が補助する制度を創設した（平成13年度～）。</p> <p>・村民人口の増加、地域コミュニティの継続拡大を目的に村営住宅を整備する。</p>
----------------------------	---

別紙 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

上平村内の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画認定日

4 特定事業の内容

農地の権利を取得し、農業に従事しようとする者が、農地の全てを耕作すること、農地の取得後に必要な農作業に常時従事すること、農業経営の状況、住所地から農地までの距離等から見て効率的に利用すること、以上3つの要件を満たすことを条件として、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10a以上とする。

なお、当該特例措置の適用に基づく新規就農者の募集については、インターネットでの募集や既に都市から村内に新規定住している住民のネットワークを活用して、募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本村は、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、農業公社の設立が農地保全への起爆剤となっているが、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決に向け安泰であるとは言えない状況にある。そのため、規制の特例措置により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を現行の50a以上から10a以上とし、新規就農を促進することにより、耕作放棄の発生防止と農地の有効活用を図る。

(2) 農地の権利取得後の経営面積の下限面積

現行：50a以上

特例措置：10a以上

(3) 下限面積設定の根拠

本村は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、圃場1区画の平均面積が約10aである。このような地域の実情を踏まえ、意欲ある担い手の農地取得及び耕作放棄地の減少・発生防止を図るため、農地の流動化、斡旋が適正に行われるよう農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10a以上として設定する。

(4) 要件適合性を認めた根拠

遊休農地の深刻化

本村は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画の圃場が多い等農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄率も上昇傾向にある。また、農家数も激減しており、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動等集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

以上のことから、特区区域内における農地の遊休化が深刻であるため、特例措置の適用により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10a以上とし、新規就農を促進し、耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていくとともに、水路・農道等の農業用施設の適切な維持管理を行っていく。

平成7年...農業就業人口に占める65歳以上人口193人、高齢化率28.6%

平成12年...農業就業人口に占める65歳以上人口197人、高齢化率31.7%

(平成12年... 富山県平均高齢化率26.4%)

平成 7 年...耕作放棄地面積 6 4 1 a、耕作放棄率 9 . 1 %
 平成 1 2 年...耕作放棄地面積 5 3 5 a、耕作放棄率 1 1 . 1 %
 (平成 1 2 年... 富山県平均耕作放棄率 2 . 1 %)
 平成 7 年...農家数 1 6 4 戸
 平成 1 2 年...農家数 1 4 5 戸

資料：農業センサス

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがないと認めた理由

本村は、小区画・傾斜農地が大半を占める農業条件不利地であり、経営耕地面積規模別農家数では 0 . 3 ha 未満の農地を経営している農家が全体の 6 2 . 1 % (平成 1 2 年) を占めている等、小規模な農業経営を展開している地域である。また、地域農業の担い手を農業公社と定め、農地保全施策を展開している現状である。そのため、現状においても将来的においても、大規模土地利用型農業経営が展開される可能性はないことから、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を 1 0 a 以上に設定したとしても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがないと認められる。

農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積 (平成 1 3 年度実施 農家意向アンケート調査等による)

以前実施したアンケート結果から、農業に対する不安及び関心が非常に高いことが分かった。

内容としては、将来的には不安を抱えながらも、水管理、除草、防除及び溝きり等の中間管理については、何らかの形で「個別」に行い、「機械作業について委託」するとしている農家が大半を占めていた。また、水稲以外を栽培し農地を荒らさないように努力している農家もあった。

しかし、一方で中間管理を含めた作業も行ってもらいたいと考えている農家も 2 0 % 程度いた事も事実で、5 年後の従事者についても「不明」や「委託」としている農家も 2 5 % あり、将来的に農業について不安を抱えている農家が多い事も分かった。このような点も考慮した結果、農業公社の設立と相成った。

単位：戸、ha

規模拡大の希望		規模縮小の希望	
戸数	面積	戸数	面積
-	-	27	

将来的に特例措置による許可を受ける者の人数 (見込み)

5 名 (本特区計画認定日～平成 2 2 年度までの期間)

上記 5 名及び農業公社、農家の農地保全意識の高まりにより、耕作放棄地の減少・発生防止を総合的に推進する。